

令和 5 年 第 3 回
別海町議会定例会会議録

至 令和 5 年 9 月 1 5 日

別 海 町 議 会

別海町議会会議録

第1号（令和 5年 9月11日）

○議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 議会運営委員会報告 |
| 日程第 3 | | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | | 諸般の報告 |
| 日程第 5 | | 行政報告 |
| 日程第 6 | | 提出案件の概要説明 |
| 日程第 7 | 議案第69号 | 令和5年度別海町一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第 8 | 議案第70号 | 令和5年度別海町介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 9 | 議案第71号 | 別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第72号 | 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について |
| 日程第11 | 議案第73号 | 工事請負契約の締結について（旧保健センターとりこわし工事） |
| 日程第12 | 諮問第 1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第13 | 認定第 1号 | 令和4年度別海町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第14 | 認定第 2号 | 令和4年度別海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第15 | 認定第 3号 | 令和4年度別海町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第16 | 認定第 4号 | 令和4年度別海町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第17 | 認定第 5号 | 令和4年度別海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第18 | 認定第 6号 | 令和4年度町立別海病院事業会計決算認定について |
| 日程第19 | 認定第 7号 | 令和4年度別海町水道事業会計決算認定について |
| 日程第20 | 認定第 8号 | 令和4年度別海町下水道等事業会計決算認定について |
| 日程第21 | 報告第10号 | 放棄した債権の報告について |
| 日程第22 | 報告第11号 | 令和4年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率について |
| 日程第23 | 報告第12号 | 専決処分の報告について（町道別海商工団地中央通線改良舗装工事） |

○会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		行政報告
日程第 6		提出案件の概要説明
日程第 7	議案第 69 号	令和 5 年度別海町一般会計補正予算（第 4 号）
日程第 8	議案第 70 号	令和 5 年度別海町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 9	議案第 71 号	別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 10	議案第 72 号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
日程第 11	議案第 73 号	工事請負契約の締結について（旧保健センターとりこわし工事）
日程第 12	諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 13	認定第 1 号	令和 4 年度別海町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 14	認定第 2 号	令和 4 年度別海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 15	認定第 3 号	令和 4 年度別海町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 16	認定第 4 号	令和 4 年度別海町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 17	認定第 5 号	令和 4 年度別海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 18	認定第 6 号	令和 4 年度町立別海病院事業会計決算認定について
日程第 19	認定第 7 号	令和 4 年度別海町水道事業会計決算認定について
日程第 20	認定第 8 号	令和 4 年度別海町下水道等事業会計決算認定について
日程第 21	報告第 10 号	放棄した債権の報告について
日程第 22	報告第 11 号	令和 4 年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率について
日程第 23	報告第 12 号	専決処分の報告について（町道別海商工団地中央通線改良舗装工事）

○出席議員（16名）

1 番 市 川 聖 母	2 番 吉 田 和 行
3 番 高 橋 眞結美	4 番 伊 勢 徹
5 番 貞 宗 拓 雄	6 番 宮 越 正 人
7 番 横 田 保 江	8 番 田 村 秀 男
9 番 小 椋 哲 也	10 番 外 山 浩 司
11 番 今 西 和 雄	12 番 松 原 政 勝
13 番 中 村 忠 士	14 番 佐 藤 初 雄

副議長 15番 戸田 憲悦

議長 16番 西原 浩

○欠席議員（ 0名）

○出席説明員

町 長 曾 根 興 三
教 育 長 相 澤 要
監 査 委 員 斉 藤 雅 美
農業委員会会長 信 夫 重 勝
福 祉 部 長 干 場 みゆき
建設水道部長 伊 藤 一 成
会 計 管 理 者 入 倉 伸 顕
農業委員会事務局長 川 畑 智 明
総 務 部 次 長 寺 尾 真太郎
福 祉 部 次 長 小 川 信 明
生涯学習センター長他 福 原 義 人
総 務 課 長 寺 尾 真太郎
財 政 課 長 角 川 具 哉
西春別支所長他 小 村 茂
福 祉 課 長 石戸谷 友 絵
町 民 課 長 谷 村 将 志
老人保健施設事務長 渡 辺 久 利
農 政 課 長 皆 川 学
建築住宅課長 外 石 昭 博
上下水道課長 千 葉 宏
指 導 参 事 吉光寺 勝 己
学校教育課長他 池 田 卓 也
図 書 館 長 他 堺 啓
建築住宅課主幹 篠 田 敬 介

副 町 長 浦 山 吉 人
代表監査委員 竹 中 仁
選挙管理委員会委員長 永 田 雅 夫
総 務 部 長 伊 藤 輝 幸
産業振興部長 佐々木 栄 典
教 育 部 長 宮 本 栄 一
病 院 事 務 長 三 戸 俊 人
選挙管理委員会書記長 寺 尾 真太郎
福 祉 部 次 長 谷 村 将 志
建設水道部次長 外 石 昭 博
監査委員事務局長 新 堀 光 行
総合政策課長 松 本 博 史
税 務 課 長 竹 中 利 哉
尾岱沼支所長他 大 坂 恒 夫
介護支援課長 高 橋 勇 樹
町民課特命課長 上 田 健 一
町民保健センター兼母子健康センター長 小 川 信 明
管 理 課 長 松 田 勝 広
事 業 課 長 佐 竹 和 仁
上下水道課技術長 袴 田 充 輝
学務・スポーツ課長他 斎 藤 陽
生涯学習課長 木戸口 誠
町 民 課 主 査 木 幡 友 哉

○議会事務局出席職員

事 務 局 長 干 場 富 夫

主 幹 入 田 浩 明

○会議録署名議員

15番 戸田 憲悦
2番 吉田 和行

1番 市川 聖母

◎開会宣告

○議長（西原 浩君） おはようございます。

会議に入ります前に申し上げます。

本会期中は、広報及び報道関係者並びに事務局の写真撮影及びパソコンの使用を許可しておりますので、申し上げておきます。

庁舎内は、夏季における服装の軽装化が実施されております。

議場内においてもネクタイを着用しないことを許可しておりますので、併せて申し上げます。

また、本日は、議場内の気温が上昇しておりますので、上着を脱ぐことを認めます。

ただいまから令和 5 年第 3 回別海町議会定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は 16 名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（西原 浩君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により議長において指名いたします。

15 番戸田議員。

○15 番（戸田憲悦君） はい。

○議長（西原 浩君） 1 番市川議員。

○1 番（市川聖母君） はい。

○議長（西原 浩君） 2 番吉田議員。

○2 番（吉田和行君） はい。

○議長（西原 浩君） 以上、3 名を指名いたします。

◎日程第 2 議会運営委員会報告

○議長（西原 浩君） 日程第 2 議会運営委員長から委員会の協議概要について報告があります。

なお、本件は、報告のみであります。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（小椋哲也君） 8 月 29 日及び 9 月 6 日に開催いたしました議会運営委員会で、第 3 回定例会に係る運営等について協議をいたしましたので、その内容について報告申し上げます。

第 3 回定例会に町側から提出されております案件は、全部で 17 件であります。

内容は、令和 4 年度各会計補正予算が 2 件、条例の一部改正が 1 件、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更が 1 件、工事請負契約の締結が 1 件、人権擁護委員候補者の推薦が 1 件、令和 4 年度各会計決算認定が 8 件、放棄した債権と決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告が 2 件、工事請負契約の専決処分の報告が 1 件であります。

これら、提出案件のうち、各会計補正予算の 2 件と令和 4 年度各会計決算認定 8 件を除いては、委員会への付託は省略し、本会議において、質疑、討論、採決すべきものとし、

令和５年度各会計補正予算及び令和４年度各会計決算認定については、予算決算審査特別委員会に付託して慎重な審査をすべきものと決定いたしました。

なお、令和５年度各会計補正予算２件と令和４年度各会計決算認定８件については、関連がありますので、それぞれ一括議題とすることに決定いたしました。

放棄した債権、決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率と工事請負契約の専決処分
の報告につきましては、報告のみであります。

次に、会期及び議事日程であります。

第３回定例会の会期は、９月１１日から９月１５日までの５日間とし、初日には、町長提出議案の内容説明、質疑を行います。

２日目と３日目は、一般質問を行い、３日目一般質問終了後からと４日目は休会とします。

３日目一般質問終了後に令和５年度各会計補正予算の審査のため、予算決算審査特別委員会を開催し、予算決算審査特別委員会終了後に広報・広聴常任委員会を開催します。

４日目は、総務文教常任委員会、福祉医療常任委員会、産業建設常任委員会をそれぞれ開催します。

５日目最終日は、特別委員会に付託した議案の審査結果の報告と町長提出議案の討論・採決を行い、その後、議員発議案件等の内容説明・質疑・討論・採決を行うことと決定しました。

次に、一般質問であります。

通告を受理しております一般質問は、田村議員、伊勢議員、貞宗議員、中村議員、小椋議員、高橋議員、横田議員、市川議員、吉田議員の９名で、全員が一問一答方式であります。

質問の順番は、会議規則等運用規定に基づき、通告順に行うこととしました。

議員各位、理事者におかれましては、効率的な議会運営と活発な政策議論となるよう、町民にわかりやすい簡明かつ明確な質問や答弁に配慮されますようお願い申し上げます。

次に、請願・陳情等についてであります。

請願・陳情等に係る対応については、慎重に審議いたしました。

その結果は、お手元に配布のとおりであります。

陳情等の写しは、議員控室で閲覧できますので、賛同される議員は、議員発議により提出願います。

次に、議員発議案件であります。

現在、予定されております議員提出案件は４件であります。

内容は、「別海町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を私、小椋から、「ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書案」を戸田議員から、「地方財政の充実・強化に関する意見書案」を佐藤議員から、「国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書案」を今西議員から、それぞれ提出されるもので、いずれも定例会最終日に提案することになっております。

最後に反問権、発言の機会の付与についてですが、町長ほか職員が、議長の許可により議員の質問に対し、論点を明確にするためのもので、議会での議論が活性化し、議論のポイントを町民の皆様に解りやすくするために導入したものであります。

町長をはじめ執行機関並びに議員各位にはその趣旨を十分御理解頂きますようお願いいたします。

以上で、議会運営委員会で協議しました内容の報告といたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長（西原 浩君） 日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月15日までの5日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月15日までの5日間と決定いたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（西原 浩君） 日程第4 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第5 行政報告

○議長（西原 浩君） 日程第5 行政報告を行います。

町長。

○町長（曾根興三君） おはようございます。

本日、令和5年第3回の町議会定例会を招集させていただきました。

議員の皆様方におかれましては、全議員の御出席をいただきまして、大変ありがとうございます。

定例会開会に当たりまして、行政報告を申し上げます。

まず、障がい者支援施設柏の実学園における虐待事案についてでございます。

先般、障害者虐待防止法に基づく町としての対応状況等につきましては、議会へは文書にて報告させていただいたところでございます。

町としての考え方につきましては、柏の実学園は町内では唯一の障がい者入所施設であり、町民をはじめ利用者にとって大切な施設であることを踏まえまして、この度の事案を重く受け止めております。

更なる施設の職場環境改善、再発防止に向けたしっかりした取組に対する助言等を行うなど、施設との連携を強化してまいります。

今後、事業所の指導・監督権限を有しております北海道において、指導監査結果に基づく勧告や指導等が行われる予定でありますので、町といたしましても必要に応じた協力体制の整備にしっかり努めてまいりたいと考えております。

御理解をよろしくお願い申し上げます。

次に、先週の大雨による町道被害についてでございます。

9月4日夜遅くから5日昼過ぎにかけまして、大雨によりまして、町内の町道8路線10か所で法面が流されるなどの被害を受けました。

通行が危険と判断されました3路線におきましては、一時通行止めとしました。

これにつきましては、早急に復旧作業を実施し、現在は通行止めを解除しておりますが、その他の路線につきましても、順次、補修を行い、14日には復旧作業を終える予定になっております。

次に、小中学校における熱中症対策の状況でございます。

今年の夏の暑さは非常に厳しく、学校の夏休みが明けても暑さが続いております。

特に8月23日から25日かけての最高気温が30度を越えたこの時期におきましては、熱中症警戒アラートが発表されました。

この熱中症警戒アラートが発表された8月24日を含みます23日から25日の学校の状況について、御報告申し上げます。

23日は、気温が上昇すると見込まれたことから、体育授業の中止、屋外での教育活動の中止または延期及び部活動の中止の対応を取っております。また、体調不良が見受けられた1つの小学校では、学校長の判断によりまして下校時間の繰上げ、これが行われました。

24日は、熱中症警戒アラートが発表されたことから、全小中学校におきまして、3時間目または4時間目で授業を終了しまして、給食を食べて下校する下校時間の繰り上げを行いました。さらに、23日同様の対応を行っております。

次に、25日は、下校時間の繰上げについては学校長判断で実施を行いまして、23日、24日と同様の対応を取っております。

結果的に小中学校16校中15校が下校時間の繰上げを行いました。

これからも、児童生徒の安心安全な学校生活のために、気象の変化に即した学校運営に取り組んでまいります。

それでは、ここから産業の動向について、御報告を申し上げます。

酪農畜産情勢でございますが、町内の生乳生産は、本年1月から7月末で、28万1,000トン、これは対前年比で93.3%、販売額で言いますと305億4,000万円、これは対前年比で98.4%となっております。前年度と同様、厳しい計画生産を求められていることや暑熱被害による乳量の減が影響しているところでございます。

牧草の生育状況につきましては、8月15日現在で、2番草が適度な温度と降雨が確保されたことによりまして、例年よりも5日早く、飼料用とうもろこしにつきましても、生育は例年より8日早く進んでいます。今年は、猛暑が続いた気候でしたが、牧草は適期に収穫ができたことから、今年産の牧草は餌が切り替わり涼しくなる秋以降には、生産量が伸びるものと期待をしております。ただ、暑熱による乳牛への影響も懸念をしているところでございます。

この管内における家畜の暑熱被害でございますけれども、7月1日から8月15日までの間で15頭が熱射病を発症しまして、うち1頭が廃用、残る14頭は回復しているところでございます。

次に、水産業の状況です。

野付・別海両漁協における本年8月までの漁獲量は、水揚げ数量で1万8,200トン、これは対前年比100%、金額で66億700万円、これは対前年比で115%となっております。昨年と比較しますと水揚げ数量は前年並みでございますけれども、金額は上回っている状況でございます。

この金額が上回ったのは、ホタテとニシンの売上が増加したことが大きな要因であるというふうに考えております。

一方、本町の主要漁業であります秋サケ定置網漁は、例年9月1日から解禁するところですが、川への遡上数の確保のために自主規制により遅らせまして、根室北部地区、ここにおきましては9月6日から、根室南部地区は9月9日から、順次、網入れが行

われまして、段階的に水揚げが始まっております。

今年の根室海区における来遊予測では、昨年よりも14.5%ぐらい上回る440万尾を予想しております。

依然、漁獲量の低迷が危惧されるところではありますが、本格操業に向けて、今後の来遊状況や価格の動向に期待を寄せているところでございます。

次に、商工業と観光についてでございます。

別海町中小企業振興行動指針に基づく担い手育成の一環として、昨年に引き続きまして、4月に別海高校生と地元企業との懇談会を行いました。企業は14社、生徒は27名が参加いたしました。

生徒と企業が直接対話することによりまして、業務内容や職種への理解が深まり、地元企業への就職希望者の増加と就職後の早期離職、これの防止の一助となるものというふうに考えております。

観光客の入込み数につきましては、7月末現在で13万1,000人、これは前年の9万9,000人よりも3万2,000人ほど増加しております。

コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行したことやえびまつりなどのイベントも再開したことが、増加の大きな要因であると考えております。

また、9月9日、10日の日程で開催されました、第54回別海町産業祭は、天候にも恵まれまして、4年ぶりに2日間日程で行われたこともあり、両日で3万6,000人の来場者がありました。今回は昨年開催できなかった馬事競技も実施されまして、ステージイベントも含めて、会場は大いに盛り上がりまして、本町の歴史ある産業祭を満喫していただけたものと考えております。

続いて、建設工事等の発注状況についてでございます。

8月末現在で、工事及び業務委託を併せまして125件、約22億6,200万円と今年度計画の74%を発注しておりまして、概ね計画どおりに進捗している状況でございます。

今後の入札につきましては、2か年国債、これの道路工事や町有車両の除雪業務委託などを予定しております。

今後においても、適期の発注を心がけ、事務をしっかりと進めてまいります。

最後に、町立学校の統合について御報告をいたします。

6月下旬に中西別地区から、中西別小学校、中学校を別海中央小学校、中学校へ統合してほしい旨の要請がありました。

中西別小学校、中学校においては、別海町立小・中学校適正配置計画の検討対象校となっておりまして、地域において統合を望む意向がある場合には、統合に向けた協議を行うこととしております。

今般の要請を受けたことにより、統合の意向の確認ができてまして、今後の中西別地区における児童生徒数の減少や、統合による集団での教育力の強化が見込まれることから、地理的な観点を鑑み、今後、令和7年4月1日から、中西別学校区の別海中央学校区への統合に向けて、準備を進めることといたしましたので、御報告を申し上げます。

なお、統合に伴います様々な課題につきましては、中西別地区、各部署、関係機関と連携・協議の上、できるだけ執り進め、そして解決をするべく努力をしております。

以上をもちまして、行政報告といたします。

◎日程第 6 提出案件の概要説明

○議長（西原 浩君） 日程第 6 提出案件の概要について説明があります。

○副町長（浦山吉人君） 議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（浦山吉人君） それでは、本定例会に提出いたしました議案等につきまして、その概要を説明させていただきます。

なお、提案理由につきましては、議案等が上程された際に詳細を説明させていただきますので、私からは概略の説明とさせていただきます。

提出いたしました案件は、議案が 5 件、諮問が 1 件、認定が 8 件、報告が 3 件でございます。

まず、議案第 69 号は、一般会計補正予算です。

新型コロナウイルスワクチン秋接種に係る事業費、地方創生臨時交付金を活用して実施する介護・障がい福祉サービス事業所物価高騰対策支援事業や町内宿泊業の誘客促進施策となるべつかい割補助事業、そして、本年度も順調に推移をしております、ふるさと応援寄附金に係る事業費の増など、31億7,760万円を増額補正するものです。

議案第 70 号は、介護保険特別会計補正予算で昨年度に受けた介護給付費等の精算返還金により、1,920万円を増額補正するものです。

議案第 71 号別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正は、児童福祉法等の改定や子ども家庭庁の設置に伴う関係法令の整備に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第 72 号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更については、町が加入をしている当組合の構成団体に新たに 1 団体が加入したことに伴い、組合から規約変更の協議があったものです。

議案第 73 号の工事請負契約の締結については、9 月 5 日に入札を行った旧保健センターとりこわし工事の予定価格が 5,000 万円を超えるため、議会の議決を求めるものです。

諮問第 1 号は、人権擁護委員候補者の推薦についてです。

本年 12 月 31 日をもって人権擁護委員 1 名の任期が満了となることから、新たに 1 名の方を候補者として法務大臣へ推薦することについて、議会の意見を求めるものです。

認定第 1 号から第 8 号までの 8 件については、令和 4 年度各会計決算の認定についてです。

地方自治法の規定に基づき、各会計の決算について監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものです。

報告第 10 号は、放棄した債権の報告についてです。

別海町債権管理条例に基づき、令和 4 年度中に放棄をした債権について、議会に報告するものです。

報告第 11 号は、令和 4 年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率についてです。

地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づき、監査委員の意見を付して、議会に報告をするものです。

最後に、報告第 12 号は、専決処分の報告については、工事請負契約の一部を変更する

必要が生じ専決処分を行ったことから、その内容について報告をするものです。

以上で、提出いたしました議案の概要説明とさせていただきます。

御審議の上、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

◎委員会付託省略の議決

○議長（西原 浩君）　ここでお諮りします。

本定例会に提出されております議案第71号から議案第73号までの3件及び諮問第1号の併せて4件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第71号から議案第73号までの3件及び諮問第1号の併せて4件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第7　議案第69号から日程第8　議案第70号まで

○議長（西原 浩君）　日程第7　議案第69号令和5年度別海町一般会計補正予算（第4号）、日程第8　議案第70号令和5年度別海町介護保険特別会計補正予算（第1号）の2件については、別海町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

内容について順次説明を求めますが、ここで説明者に申し上げます。

この2件の補正予算については、予算決算審査特別委員会に付託し詳細な審査をしたいと考えておりますので、内容については要点のみにとどめて説明願います。

それでは初めに、議案第69号令和5年度別海町一般会計補正予算（第4号）の説明を求めます。

○財政課長（角川具哉君）　議長。

○議長（西原 浩君）　財政課長。

○財政課長（角川具哉君）　議案第69号の内容説明をさせていただきます。

別冊の令和5年度別海町一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和5年度別海町一般会計補正予算（第4号）。

令和5年度別海町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31億7,760万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ235億3,350万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表　歳入歳出予算補正」による。

第2条、債務負担行為の補正。

債務負担行為の追加は、「第2表　債務負担行為補正」による。

第3条、地方債の補正。

地方債の変更は、「第3表　地方債補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正で補正額の欄で申し上げます。

まず、歳入です。

1 款町税、1 項と 2 項で 7 3 3 万 3, 0 0 0 円の減。
1 0 款地方特例交付金、1 項で 4 4 万 5, 0 0 0 円の増。
1 1 款地方交付税、1 項で 1 億 2, 7 3 8 万 4, 0 0 0 円の増。
1 5 款国庫支出金、1 項と 2 項で 9, 5 4 5 万 9, 0 0 0 円の増。
1 6 款道支出金、2 項で 5 5 8 万 9, 0 0 0 円の増。
1 8 款寄附金、1 項で 3 0 億円の増。
1 9 款繰入金、1 項で 1 億 3, 6 8 3 万円の減。
2 0 款繰越金、1 項で 1 億 4, 4 4 3 万 1, 0 0 0 円の増。
2 2 款町債、1 項で 5, 1 5 4 万 5, 0 0 0 円の減。

歳入合計で 3 1 億 7, 7 6 0 万円の追加です。

次に、3 ページにお進みください。

歳出です。

2 款総務費、1 項から 3 項で 3 0 億 7, 2 6 2 万 3, 0 0 0 円の増。
3 款民生費、1 項と 2 項で 1, 9 5 8 万 8, 0 0 0 円の増。
4 款衛生費、1 項で 5, 8 3 1 万 8, 0 0 0 円の増。
6 款農林水産業費、1 項と 3 項及び 4 項で 2, 3 9 8 万 8, 0 0 0 円の増。
9 款消費費、1 項で 7 2 万 3, 0 0 0 円の増。
1 0 款教育費、2 項と 3 項で 2 3 6 万円の増。

歳出合計で 3 1 億 7, 7 6 0 万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 3 5 億 3, 3 5 0 万円とするものです。

4 ページをお開きください。

第 2 表、債務負担行為補正で、3 件の追加です。

1 件目、防衛施設周辺障害防止事業は、矢臼別演習場土砂流出対策に係る工事や調査設計、基本計画の策定を行うもので、期間は令和 6 年度、限度額は 5, 5 7 5 万 5, 0 0 0 円。

2 件目は、防衛施設周辺道路整備事業における根室中部 3 号主要幹線改良舗装工事で、期間は令和 6 年度、限度額は 1 億 8, 8 6 0 万 6, 0 0 0 円。

3 件目も同じく、防衛施設周辺道路整備事業、中西別上風連線改良舗装工事で、期間は、令和 6 年度、限度額は 1 億 7, 0 1 8 万 6, 0 0 0 円とするものです。

次に、第 3 表、地方債補正で、2 件の変更です。

1 件目の特定間伐等促進対策事業は、豊かな森づくり推進事業において、道補助金の増額配分に伴い事業費が増額となることにより、補正前の限度額 3, 3 0 0 万円に 1 4 0 万円を追加し、補正後の限度額を 3, 4 4 0 万円とするものです。

次に、臨時財政対策債は、発行可能額の決定により、補正前の限度額 1 億円から 5, 2 9 4 万 5, 0 0 0 円を減額し、補正後の限度額を 4, 7 0 5 万 5, 0 0 0 円とするものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更がありません。

一番下段、合計になりますが、補正前の限度額 1 5 億 2, 8 9 0 万円から 5, 1 5 4 万 5, 0 0 0 円を減額し、補正後の限度額を 1 4 億 7, 7 3 5 万 5, 0 0 0 円とするものです。

次の、5 ページから 2 7 ページまでの歳入歳出補正予算事項別明細書の説明は、全て省略をさせていただきます。

以上で、議案第 6 9 号一般会計補正予算（第 4 号）の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第 7 0 号令和 5 年度別海町介護保険特別会計補正予算

(第1号)の説明を求めます。

○介護支援課長(高橋勇樹君) 議長。

○議長(西原 浩君) 介護保険課長。

○介護支援課長(高橋勇樹君) 議案第70号の内容説明をいたします。

別冊の令和5年度別海町介護保険特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和5年度別海町介護保険特別会計補正予算(第1号)。

令和5年度別海町介護保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,920万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億1,170万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正です。

補正額の欄で申し上げます。

まず、歳入です。

1款保険料、1項で132万7,000円の増。

3款国庫支出金、2項で642万4,000円の減。

7款繰入金、2項で2,322万2,000円の増。

8款繰越金、1項で107万5,000円の増。

歳入合計で1,920万円の増額です。

次に、歳出です。

5款諸支出金、1項で1,920万円の増。

歳出合計で1,920万円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億1,170万円とするものです。

3ページから7ページまでの歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第70号の内容説明を終わります。

○議長(西原 浩君) 以上で、議案第69号及び議案第70号の令和5年度別海町各会計補正予算の2件についての内容説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の令和5年度別海町各会計補正予算の2件については、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号及び議案第70号の2件については、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま全員による予算決算審査特別委員会に付託されましたので、本会議での質疑は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、本会議での質疑は省略することに決定いたしました。

◎日程第9 議案第71号

○議長(西原 浩君) 日程第9 議案第71号別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について、説明を求めます。

○福祉課長(石戸谷友絵君) 議長。

○議長(西原 浩君) 福祉課長。

○福祉課長(石戸谷友絵君) 議案第71号別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての内容を説明いたします。

議案書3ページをお開き願います。

本条例は、こども家庭庁が新たに設置され、関係法令の整備が行われたことに伴う所要の改正、及び児童福祉法等の一部を改正する法律において、児童の安全の確保に関するものについて、国が定める基準に従わなければならないとする改正が行われ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

改正本文の朗読は省略させていただき、別冊の議案資料により御説明いたします。

議案資料の1ページをお開き願います。

1ページから21ページまでは本改正案新旧対照表で、表の右側が改正前、左側が改正後、下線部分が改正箇所となります。

次に22ページをお開き願います。

改正内容につきましては、改正条例制定説明資料により主な改正内容に沿って御説明いたします。

22ページ、23ページの表につきましては、表の左から順に番号、改正内容、改正条項、適用法令となります。

1番から3番までは、こども家庭庁が新たに設置されたことに伴い、関係法令の整備が行われたことに伴う改正です。

1番は、引用条項である子ども・子育て支援法第19条の第2項が削られ、現行の第19条第1項が第19条となることに伴う改正です。

改正する条項は、第4条第2項第1号から第3号のほか議案説明資料に記載の条項です。

2番は、引用条項である学校教育法第25条に第2項及び第3項が追加されるため、現行の第25条が、第25条第1項となることに伴う改正です。

改正する条項は、第15条第1項第3号です。

3番は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条が改正されたため「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めるものです。

改正する条項は、条例第15条第1項第4号及び第44条です。

23ページをお開き願います。

4番は、国が定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたこと

に伴い、所要の改正をしようとするものです。

条例第18条の2、第18条の3は、利用児童等の安全の確保を図るための安全計画の策定等に関する事項について及び利用児童等の移動のために自動車を運行する場合の利用児童等の所在確認の徹底についての内容を追加するものです。

第18条の4は、感染症や非常災害時の発生の際に、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定し、職員の研修や訓練を定期的に行うなど、必要な措置を講ずる内容を追加するものです。

第18条の5は、衛生管理等に関する事項について、感染症や食中毒の予防及びまん延防止のための研修等の実施の他、必要な措置の内容を追加するものです。

条例第20条と第46条は、運営について定めなければならない重要事項について規定しており、安全計画の策定の文言を追加することに伴う改正です。

資料20ページにお戻りください。

20ページ下段から21ページ上段にわたり附則です。

第1項は施行期日です。

「この条例は、公布の日から施行するものとし、第2項に自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置として、改正後の第18条の3の規定の適用について、令和6年3月31日までの間は、自動車にブザー等を備えないことができるが、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用児童等の所在の確認を行わなければならない。」とするものです。

以上で、議案第71号の内容説明を終わります

○議長（西原 浩君） 議案第71号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） はい。

ないようですので、質疑を終わります。

◎日程第10 議案第72号

○議長（西原 浩君） 日程第10 議案第72号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

内容について、説明を求めます。

○総務部次長（寺尾真太郎君） 議長。

○議長（西原 浩君） 総務部次長。

○総務部次長（寺尾真太郎君） それでは、議案第72号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを説明させていただきます。

議案のほうは7ページ、議案資料は24ページから25ページまでに規約の新旧対照表と概要資料をお示ししておりますが、議案本の朗読と新旧対照表での説明のほうは省略させていただきます。概略資料のほうで説明いたします。

議案資料の25ページをお開き下さい。

北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてになります。

本議案は、本町が加入しております北海道市町村退職職員手当組合、こちらの構成団体に、新たに1団体が加入したことに伴い、組合理約の一部変更について地方自治法第28条第1項の規定により、組合構成団体の協議を求められたため、同法第290条の規定

により、議会の議決を求めるものであります。

次の規約変更理由及び改正要旨につきましては、「後志広域連合」が加入したことに伴い、北海道市町村職員退職手当組合理約の別表を一部改正するものです。

また、附則におきましては、本規約変更の施行期日を「地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。」と定めるものです。

以上で、議案第72号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第72号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第11 議案第73号

○議長（西原 浩君） 日程第11 議案第73号工事請負契約の締結について、旧保健センターとりこわし工事を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（角川具哉君） 議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） 議案第73号の内容説明をいたします。

議案の18ページをお開きください。

本案は、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

- 1、契約の目的、旧保健センターとりこわし工事。
- 2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。
- 3、契約金額、5,984万円。（内消費税及び地方消費税額544万円）。
- 4、契約の相手方、野付郡別海町別海99番地43、島影建設株式会社、代表取締役社長島影輝雄。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は、7月24日から8月14日までの休日を除く15日間。

応募者数は4社で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は9月5日、株式会社佐々木建設工業、みどり建工株式会社、島影建設株式会社、近藤建設株式会社の4者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は、5,475万円、最低入札価格は、5,440万円で、最低入札者であります本案の島影建設株式会社と現在、仮契約中であります。

工事の内容につきましては、議案資料で説明いたします。

議案資料の26ページをお開きください。

工事概要書です。

工事名は、旧保健センターとりこわし工事。

工期は、契約日の翌日から令和6年2月20日。

建築年月日は、昭和55年12月22日。

構造は、鉄筋コンクリート造2階建て、一部木造平屋建て。

面積は、延床面積876.72平方メートル、建築面積489平方メートルとなります。

工事内容は、建築とりこわし工事、機械設備とりこわし工事、電気設備とりこわし工事となります。

27ページをお開きください。

附近見取図となり、工事施行場所は、中央の斜線で示している別海西本町36番地となります。

資料28ページには、旧保健センターの1階平面図、29ページには、2階平面図、30ページには、それぞれの方位から見た立面図を掲載していますが、詳細な内容については説明を省略させていただきます。

以上で、議案第73号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第73号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第12 諮問第1号

○議長（西原 浩君） 日程第12 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

町長。

○町長（曾根興三君） 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について、御説明を申し上げます。

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱するものでありますけれども、その選定に当たっては、まず、市町村長が議会の意見を聞いた上で、地域の候補者を法務局に推薦することとなっております。

別海町では現在、藤原優子さん、山藤史江さん、菅野笑子さん、伊勢瞳さん、寺地ちひろさん、この5名の方々が人権擁護委員として御活躍をいただいているところでございますが、このたび、山藤史江さんが、任期満了となる令和5年12月31日をもって退任されることとなりました。

つきましては、新たに登藤和哉さんを人権擁護委員の候補者として推薦をいたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

任期については、令和6年1月1日から令和8年12月31日までの3年間となります。

登藤さんの主な経歴につきまして、若干申し上げます。

登藤和哉さんは、昭和54年に釧路工業高等専門学校を卒業し、日本国有鉄道釧路鉄道管理局勤務を経て、昭和63年から平成31年までの31年間の長きにわたり、本町職員として勤務され、産業振興部長を最後に退職されております。

その後、令和2年2月に別海町教育長に就任され、令和5年2月までの3年間、本町の教育行政を牽引されてこられました。

行政職員として長年にわたり活躍され、また、教育長も担われた豊富な経験から地域か

らの信頼も厚く、人格識見共に優れた方であります、登藤和哉さんを人権擁護委員の新たな候補者として、法務大臣に対し推薦いたしたく思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（西原 浩君） 諮問第1号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

ここで、10分間休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時06分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第13 認定第1号から日程第20 認定第8号

○議長（西原 浩君） 日程第13 認定第1号令和4年度別海町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第14 認定第2号令和4年度別海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第15 認定第3号令和4年度別海町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第16 認定第4号令和4年度別海町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第17 認定第5号令和4年度別海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第18 認定第6号令和4年度町立別海病院事業会計決算認定について、日程第19 認定第7号令和4年度別海町水道事業会計決算認定について、日程第20 認定第8号令和4年度別海町下水道等事業会計決算認定についての8件については、別海町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

内容について順次説明を求めますが、ここで説明者に申し上げます。

この8件の決算認定については、予算決算審査特別委員会に付託し詳細な審査をしたいと考えておりますので、内容については要点のみにとどめて説明願います。

○副町長（浦山吉人君） 議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（浦山吉人君） それでは、認定第1号から認定第8号までの令和4年度別海町各会計決算について、御説明をいたします。

決算書が大冊ですので、議案資料により決算の概要を一括して説明をし、議案説明とさせていただきます。

資料は、31ページから33ページまでとなります。

それでは、議案資料32ページから説明をいたします。

最初に、令和4年度別海町一般会計及び特別会計「決算概要」です。

1、一般会計及び特別会計の「決算概要」。

単位は、円で表示しております。

表の左から、認定番号、会計名、歳入収入済額、歳出支出済額、歳入歳出差引残額、うち基金繰入額の順に申し上げます。

1、一般会計、収入済額287億7,823万3,871円、支出済額284億

4,341万7,185円、差引残額3億3,481万6,686円、うち基金繰入額1億7,000万円。

次に、2、国民健康保険特別会計、収入済額24億8,496万3,872円、支出済額24億8,089万662円、差引残額407万3,210円、うち基金繰入額300万円。

次に、3、介護サービス事業特別会計、収入済額4億7,893万5,111円、支出済額4億7,876万4,461円、差引残額17万650円。

次に、4、介護保険特別会計、収入済額11億3,646万7,487円、支出済額11億2,520万764円、差引残額1,126万6,723円、うち基金繰入額300万円。

次に、5、後期高齢者医療特別会計、収入済額1億9,866万6,372円、支出済額1億9,790万5,572円、差引残額76万800円。

次に、下段の2、一般会計及び特別会計の「実質収支に関する調書」になります。

単位は、千円で表示をしております。

表の左から、認定番号、会計名、歳入総額、歳出総額、歳入歳出差引額、翌年度へ繰り越すべき財源、実質収支額、うち基金繰入額の順に申し上げます。

1、一般会計、歳入総額287億7,823万3,000円、歳出総額284億4,341万7,000円、差引額3億3,481万6,000円、繰越明許費繰越額991万円、事故繰越し繰越額47万5,000円、繰越すべき財源合計額1,038万5,000円、実質収支額3億2,443万1,000円、うち基金繰入額1億7,000万円。

次に、2、国民健康保険特別会計、歳入総額24億8,496万4,000円、歳出総額24億8,089万1,000円、差引額407万3,000円、実質収支額も同様に407万3,000円、うち基金繰入額300万円。

次に、3、介護サービス事業特別会計、歳入総額4億7,893万5,000円、歳出総額4億7,876万4,000円、差引額17万1,000円、実質収支額も同様に17万1,000円。

次に、4、介護保険特別会計、歳入総額11億3,646万7,000円、歳出総額11億2,520万1,000円、差引額1,126万6,000円、繰越明許費繰越額718万1,000円、繰越すべき財源合計額も718万1,000円、実質収支額408万5,000円、うち基金繰入額300万円。

次に、5、後期高齢者医療特別会計、歳入総額1億9,866万7,000円、歳出総額1億9,790万6,000円、差引額76万1,000円、実質収支額も同様に76万1,000円となります。

次に、資料の33ページをお開きください。

令和4年度別海町一般会計及び特別会計決算「財産の概要」です。

初めに、1の公有財産ですが、決算年度末の数値で申し上げます。

土地地積合計、9,308万884平方メートル。

建物延面積合計、22万9,345平方メートル。

山林面積合計、6,615万4,913平方メートル。

山林立木推定蓄積量合計、81万7,200立方メートル。

次に、有価証券の合計、株券で1億1,567万円。

出資による権利の合計、１０億７４０万４,０００円。

次に、右のほうに移りまして、２の物品・債権・基金についてです。

こちらも決算年度末の数字で申し上げます。

物品合計、車両で１６４台。

債権合計、貸付金で１億７,６３８万１,０００円。

基金合計、２６の基金の預金額で５６億８,５２２万５,０００円。

再掲として、定額運用基金の状況です。

運用基金につきましては、基金会計が直接支出経理できるもので、年度末残高では、早坂善也奨学基金、預金額で２４１万５,０００円。

土地開発基金、預金額で１億９７万８,０００円となっております。

次に、下段の、令和４年度別海町各企業会計「決算概要」です。

単位は、円で表示をしております。

決算額で申し上げます。

６、町立別海病院事業会計は、収益的収入及び支出の事業収益の決算額で２３億３９万６,４６２円、事業費用決算額で２４億３,８１０万６,９９７円。

次に、資本的収入及び支出では、資本的収入の決算額で１億６,１０８万６,０００円、資本的支出で支出の決算額で２億４,５０７万８,９１９円。

次に、７、水道事業会計ですが、収益的収入及び支出の事業収益の決算額で１０億９,６７７万４,７３５円、事業費用の決算額で８億９,７３６万６６円、資本的収入及び支出では、資本的収入の決算額で３億３,２６０万円、資本的支出の決算額で７億９１万１,８１０円となっております。

次に、８、下水道等事業会計ですが、収益的収入及び支出の事業収益の決算額で５億２,６４４万５９３円、事業費用の決算額で５億６,４２４万９２０円、資本的収入及び支出では、資本的収入の決算額で４億１,６８６万５,４４３円、資本的支出の決算額で４億２,６０９万１,０７６円となっております。

以上、認定第１号から認定第８号までの各会計決算の要点について説明をさせていただきました。

なお、本件認定には、決算書に監査委員の各会計決算審査意見書をつけ、主要な施策の成果一覧表を添付しておりますので、申し添えさせていただきます。

以上で、説明を終わります。

○議長（西原 浩君） お諮りします。

ただいま上程中の令和４年度別海町各会計決算認定の８件については、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第１号から認定第８号までの８件については、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま全員による予算決算審査特別委員会に付託されましたので、本会議での質疑は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、本会議での質疑は省略することに決定いたしました。

◎日程第 2 1 報告第 1 0 号

○議長(西原 浩君) 日程第 2 1 報告第 1 0 号放棄した債権の報告についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は、報告のみであります。

○財政課長(角川具哉君) はい、議長。

○議長(西原 浩君) 財政課長。

○財政課長(角川具哉君) はい。

報告第 1 0 号の内容説明をいたします。

議案の 1 8 ページをお開きください。

報告第 1 0 号放棄した債権の報告について。

本件は、別海町債権管理条例第 1 6 条の規定に基づき、放棄した債権について同条例第 1 7 条の規定により報告をするものです。

議案の 1 9 ページにお進みください。

令和 4 年度債権放棄調書になります。

債権の名称及び債権放棄の理由ごとに御説明いたします。

初めに、住宅使用料です。

条例第 1 6 条第 3 号、債権者が死亡し、かつ相続人全員が相続放棄又は相続人がなく、その債務額が強制執行費用額未満である理由によるものは、1 人、1 1 件で、2 1 6, 1 0 0 円。

続いて、町立別海病院の診療費です。

条例第 1 6 条第 1 号、生活保護法による保護を受けており、資力の回復が困難である理由によるものは、1 人、1 件で、1 5, 6 1 0 円です。

条例第 1 6 条第 6 号、消滅時効が完成し、かつ所在不明等により債務の履行意志の有無を確認することができない理由によるものは、1 人、1 件で、9, 0 0 0 円です。

町立別海病院診療費合計で、2 人、2 件で、2 4, 6 1 0 円です。

最後に、水道料金です。

条例第 1 6 条第 2 号、破産法、会社更生法その他の法令の規定により免責されたことによるものは、1 人、2 4 件で、1 8, 3 4 6 円。

条例第 1 6 条第 4 号、徴収停止の措置を執った日から相当の期間を経過した後においても、なお履行させることが困難又は小額の債権額に対して徴収経費が上回るなど不適當である理由によるものは、6 人、3 9 件で、9 6, 3 2 6 円。

条例第 1 6 条第 6 号、消滅時効が完成し、かつ所在不明等により債務の履行意志の有無を確認することができない理由によるものは、3 人、1 2 件で、2 1, 0 8 3 円です。

水道料金合計で、1 0 人、7 5 件で、1 3 5, 7 5 5 円です。

いずれも、令和 4 年度中に債権放棄をしたものとなります。

以上で、報告第 1 0 号の内容説明を終わります。

◎日程第２２ 報告第１１号

○議長（西原 浩君） 日程第２２ 報告第１１号令和４年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は、報告のみであります。

○財政課長（角川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） はい。

報告第１１号の内容説明をいたします。

議案の２０ページをお開きください。

報告第１１号令和４年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率について。

本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、毎年度健全化判断比率を、公営企業においては資金不足比率を、その算定の基礎となる事項を記載した書類とともに監査委員の審査に付し、その意見をつけて当該各比率を議会に報告し、かつ、公表をしなければならないと規定されているため、ここに報告をするものです。

なお、監査委員の意見につきましては、令和４年度決算財政健全化審査及び経営健全化審査意見書を別冊で配付させていただいております。

また、本日の議会への報告と併せて、町のホームページ上でも公表を、広報べつかいには、決算状況と併せて公表予定であることを申し添えます。

それでは、各比率の状況について御説明いたします。

下の表を御覧ください。

まず、最初の表で、健全化判断比率です。

健全化判断比率には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の４つの指標があります。

１つ目の実質赤字比率は、一般会計の実質的な赤字額が標準財政規模に占める比率を表し、財政運営の深刻度を示すもので、この比率が生じた場合には、赤字の早期解消を図る必要があります。

令和４年度の一般会計の決算は、黒字となったことから、赤字比率は生じていません。

２つ目の連結実質赤字比率は、公営企業会計を含む全ての会計を合算し、赤字の程度を示すものですが、一般会計及び特別会計の全ての会計で黒字決算、また、公営企業会計は、流動資産が対象となる流動負債等を上回っていることから、こちらも赤字比率は生じていません。

３つ目の実質公債費比率は、地方債元利償還金などの債務が標準財政規模に占める比率を表し、債務の財政負担の大きさや資金繰りの危険度を示すもので、過去３か年の平均比率となります。

令和４年度の比率は１１．５％となり、地方債の発行が制限される早期健全化基準の２５％や、財政再生計画が義務づけられる財政再生基準の３５％を大きく下回っており、前年度比較では０．４％改善しています。

４つ目の将来負担比率は、地方債元利償還金や債務負担行為額の将来負担すべき実質的な債務が標準財政規模に占める比率を表し、債務の負担が将来財政を圧迫する可能性が高

いかどうかを示すものです。

令和4年度の比率は31.7%で、こちらも早期健全化基準である350%を大きく下回っており、前年度比較では37.1%改善しています。

次にその下の表で、資金不足比率です。

資金不足比率は、公営企業の経営状況を示す指標で、公営企業の資金不足額が事業規模に占める比率を表します。

本町では、別海町下水道等事業会計、町立別海病院事業会計、別海町水道事業会計の公表となりますが、令和4年度は3つの会計全てにおいて資金不足額がなかったことから、資金不足比率は生じていない内容となっております。

以上で、報告第11号の内容説明を終わります。

◎日程第23 報告第12号

○議長（西原 浩君） 日程第23 報告第12号専決処分の報告について、町道別海商工団地中央通線改良舗装工事を議題といたします。

内容について順次説明を求めます。

なお、本件は、報告のみであります。

○財政課長（角川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） はい。

報告第12号の内容説明をいたします。

議案の21ページをお開きください。

報告第12号の専決処分の報告について。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された工事請負契約に変更の必要性が生じ、次のとおり専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年8月9日。

別海町長、曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

令和5年8月1日議案第67号により議決を経て締結した、町道別海商工団地中央通線改良舗装工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「5,142万5,000円（内消費税及び地方消費税額467万5,000円）」を「5,205万2,000円（内消費税及び地方消費税額473万2,000円）」に改める。

変更の内容につきましては、舗装工において、当初、使用する予定であった再生コンクリート骨材を確保できないことが判明したため、切込砂利に変更したことにより、62万7,000円の増額となったものです。

以上で、報告第12の内容説明を終わります。

◎散会宣言

○議長（西原 浩君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これで散会します。

なお、明日は「一般質問」を、午前１０時から開きますので、御参集願います。

皆様、大変御苦労さまでした。

散会 午前１１時３３分

上記は、地方自治法第 1 2 3 条の規定により会議の次第を記載したものである。

令和 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員